【公開用】

令和７年度第１２回

登 別 市 教 育 委 員 会 会 議 録

日　時　令和８年３月２６日（木）午後４時３０分

場　所　登別市民会館　小会議室

第１２回 教育委員会議事日程

１　日　時　　令和８年３月２６日（木）午後４時３０分

２　場　所　　登別市民会館　小会議室

３　議案

報告第１９号　令和８年第１回登別市議会定例会一般質問について

報告第２０号　教職員人事の内申に係る臨時代理について

報告第２１号　登別市議会定例会提出追加議案に関する意見に係る臨時代理について

報告第２２号　教育委員会事務局職員の人事異動に係る臨時代理について

議案第１８号　第７次登別市社会教育中期計画の策定について

議案第１９号　登別市学校教育情報化推進計画（第２期）の策定について

議案第２０号　登別市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

議案第２１号　登別市学校管理規則の一部改正について

議案第２２号　登別市学校運営協議会規則の制定について

４　情報提供

（１）令和７年度コミュニティスクール（学校運営協議会）の実施状況について

（２）登別市郷土資料館のリニューアル内覧会について

（３）登別市教育 26 大綱（案）に係る意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

（４）令和７年度登別市立中学校に係る進路状況について

５　出席者

（教育委員会３名）

教育長	安宅　錦也	委　員	赤井　秀輝
委　員	堅田　　裕		

（事務局１１名）

教育部長	舘下　貴子	教育部参与	菅田　浩之
教育部次長	西川原　邦彦		
総務グループ総括主幹	古村　　健		
学校教育グループ総括主幹	更科　亙輝	学務主幹	秋葉　洋範

学校給食センター長	松田　大輔		
社会教育グループ総括主幹	大越　智輝	文化・文化財主幹	菅野　修広
地域クラブ活動推進主幹	相澤　恭介		
事務局（総務グループ）	山中　慧崇		

安宅教育長：ただいまの出席委員は、３名であります。定足数に達しておりますので、令和７年度第１２回教育委員会を開会します。本日の議事については、報告４件、議案５件、情報提供４件となっております。

最初に、報告第１９号「令和８年第１回登別市議会定例会一般質問について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

西川原次長：報告第１９号「令和８年第１回登別市議会定例会一般質問について」ご説明いたします。

今回の一般質問は、１１名の議員から質問があり、３月２日から５日まで４日間の日程で行われました。

そのうち、教育関係は８名の議員から質問がありましたので、その概要についてご報告します。

なお、今回は、質問者や質問内容が多岐に渡っておりますので、壇上の答弁については、配布させて頂いた議案書でご確認いただき、再質問の要旨等を中心にご説明させていただきます。

それでは、議案書２ページをご覧ください。佐々木議員からは、「教育行政執行方針について」として、「地域に根ざした図書館づくりについて」質問があり、新図書館建設基金の考え方については、今後も原資積立を継続していくこと、多くの市民に親しまれる登別市らしい「図書館プラン」については、「登別中央ショッピングセンターアーニス内における市立図書館の基本構想」という位置付けであり、このプランが、「新図書館建設に向けた基本構想」にも生かされ、「地域に根ざした図書館づくり」の推進にも繋がるものと認識していることなどを教育部長より答弁しております。

これら答弁に対し、再質問があり、基金への原資積立の財源確保としては、ふるさと納税等の活用の可能性や、国の財政措置なども注視していくこと、プラン策定の協議体の人選や開催頻度は今後決めていくことなどを答弁しております。

次に、議案書３ページ、足立議員からは、「小中学校のいじめ問題について」議案書記載のとおり質問があり、いじめの認知件数、算出方法は国に準拠していること、いじめの認知件数は、早期の相談意識が高まっていることから、件数が増加したものと認識していること、今後もいじめの未然防止等に努めていくこと、各学校とは個々の案件に応じて連携していること、鬼っ子フォーラムや子育てコラムの配信などにより重大事態の再発防止に取り組んでいること、いじめ防止に関する条例制定の考えはないこと、今後も、現在の事業を継続するとともに、時代や社会情勢を踏まえて対応していくことなどを教育部長より答弁しております。

これら答弁に対し、再質問があり、改めて認知件数の確認やその見解、相談窓口は複数用意されていること、低学年の段階から思いやりの気持ちを育む取組が重要であると考えていること、改めて現時点で条例制定の考えはないことなどを答弁しております。

次に、議案書５ページ、井野議員からは、「令和８年度教育行政執行方針について」として、学校教育と特別支援教育について質問があり、教職員の働き方改革について、これまでの取組に加え、昨年６月の法改正を踏まえ、教職員が児童生徒との時間を確保できる教育環境の構築に努めていくこと、特別支援教育は、保健福祉部との連携のほか、令和７年度からは、教育支援委員会における検討過程を見直し、保護者との丁寧な合意形成を心がけていること、各学校も特別支援教育コーディネーターを中心に、保護者からの相談体制の充実を図っていること、ことばの教室の通級児童数が増加傾向にあることから、今後は、学校統合も視野に入れ、設置校の見直しや巡回指導方式の導入など検討したいことなど教育部長より答弁しております。

これら答弁に対し、再質問があり、休憩が取れていない教職員には、管理職が休憩を促すほか、職員会議などを通じて教職員一人ひとりの意識改革を促していきたいこと、市教委では、各学校の標準授業時数が過大になっていないか確認していること、特別支援教育推進専門員は実際に保育所や幼稚園を訪問し、集団生活における関わり方などを情報共有していること、合理的配慮が必要な生徒が高校受験する際には、進路指導の際に一連の流れ等について説明し、保護者等から相談があった際には、丁寧な対応をとっていることなどを答弁しております。

次に、議案書７ページ、工藤議員からは、「令和８年度市政執行方針について」として、「こどもたちの笑顔を守り、『まち』を未来につなげる」取組について質問があり、タブレット端末は、令和８年度より中学校の生徒分から、順次更新を進めていくこと、ＩＣＴ教育については、ＡＩドリルを一人ひとりの習熟度に応じ役立てているほか、日常の学習活動や家庭学習にも活用していること、教員も一人ひとりの進捗状況を把握しやすくなり、きめ細やかな指導に役立てていること、今後の利用実態を勘案しつつ、各小中学校のネットワーク環境の最適化を進めていくこと等を教育部長より答弁しております。

これら答弁に対し、再質問があり、タブレット端末はデジタル教科書の導入により図形等の空間を把握しやすくなったほか、遠隔での授業参加が可能になった等のメリットがある一方、誤った情報の取得、筆圧や文字を丁寧に書く意識の低下、視力低下や姿勢の悪化の可能性などが懸念されること、アナログとデジタルの併用の必要性、児童生徒数が減少しても、１人あたりの通信量が大幅に増加していることから速度低下を招かないよう、ネットワーク環境の最適化を進めていくことなどを答弁しております。

次に、議案書８ページ、戸井議員からは、「教育行政執行方針について」として、議案書記載のとおり質問があり、各小中学校では、今後も地域の協力のもと、地域とともにある学校づくりの取組を続けていきたいこと、確かな学力の向上と学びを支える学習機器の整備については、児童生徒が受け身となる場面も見られることから、より主体的に学ぶ授業づくりが課題であると認識していること、ＩＣＴ機器の効果的な活用や指導体制の工夫改善についての具体的な取組として、教員間で相互研修や様々な研修等の受講により、引き続き、教員の資質の向上を図りたいこと、教育 DX のさらなる推進により、児童生徒と向き合う時間を最大限に確保できる教育環境を構築したいこと、中学校区での目標である「１５歳の姿」の具体的な姿とは、「児童生徒が成長したときに、どのような１５歳であってほしいか」という目標を、中学校区にある小中学校間で協議し言語化したものであることなどを教育部長より答弁しております。

これら答弁に対し、再質問があり、受け身となる学びから主体的な学びに切り替えるためには、児童生徒自身が目標をもち、充実感や達成感を実感できるよう、児童生徒の努力過程や結果を認めることで自信を付けられるよう支援していくこと、民間資格であるキャリア教育コーディネーターの取得勧奨等を行う考えはないことなどを答弁しております。

次に、議案書１０ページ、宮武議員からは、「スポーツを通じた体力づくりと競技スポーツの振興について」として、議案書記載のとおり質問があり、本市の子どもの体力づくりは、学校体育コーディネーターの配置などで指導体制の充実を図ってきたこと、学校外でも、子ども向けの初心者教室等を支援するなど、関係機関と連携しながら、子どもの体力向上に取り組んでおり、今後も継続していくこと、本市が活動支援している「登別市地域クラブ」の目的は、競技スポーツとは異なるが、スポーツができる環境を整備し、すそ野を広げることは、競技スポーツの振興につながるものと考えていること、そのほか、全国大会等に出場する選手に対しての支援や本市にゆかりのあるアスリートの活躍を周知することなども、競技スポーツの振興につながるものと考えていること、競技スポーツを支える指導者は、令和６年度から支援していること、先月もオリンピアンを講師に迎えた講習会を開催していること、学校開放事業では、予約システムを導入し、既存施設の有効活用に取り組んでいること、今後、小中学校の統合が進むが、限られた施設を効果的に活用できるよう検討を進めていくことなどを教育部長より答弁しております。

これら答弁に対し、再質問があり、学校外の取組として、多くの方が参加できるような企画の検討が必要なこと、放課後や休日の過ごし方は多様化しているが、今後も適切な運動が心身の成長に欠かせないことなどを周知していきたいこと、登別市地域クラブは、これまで部活動として活動してきた種目を優先してきたが、今後は、子どもたちのニーズや市内における活動状況などを勘案しながら進めていきた

いこと、登別市地域クラブの指導者数は確保できていると認識していること、体育施設の減少が見込まれる中、様々な手法について検討を進めること、令和９年度の教育委員会の新庁舎移転に伴い、現教育部の執務室を関係団体の事務所として活用し、さらなる連携・協力へとつなげたいと考えていることなどを答弁しております。

次に、議案書１２ページ、若木議員からは、「学校給食センターの広域設置について」として、議案書記載のとおり質問があり、室蘭市から、本市が昨年１２月に申し入れた内容に対し、実質的に白紙撤回を求める内容であり、室蘭市としては受け入れることはできず協議に応じないとの回答がなされ、合意書どおりに事業を継続するか否かについて、２月２５日を期限に可及的速やかに回答を求められたこと、この回答を受け、本市は、令和８年２月１３日付けで、変更協議に応じるよう、再度申し入れを行ったこと、室蘭市は５年の延期は受け入れ難く、延期するのであれば、現学校給食センターの大規模改修を早急に検討したいとの考えが示されていること、本市が求める合意内容の変更協議の申し出は、合意書に添っていると認識していること、まずは、両市において歩み寄りや妥協点などについて、あらゆる可能性を模索し、協議したいと考えていること、これまでの両市で負担した費用の内訳、本市の現給食センターの現状を鑑みれば今後の方針は早急に決定する必要があるため、まずは室蘭市との協議を継続したいこと、本市の現給食センターは、現時点において早急に補修すべき施設や設備はないが、令和１１年度以降も稼働を継続する場合は、改修等の検討が必要であること、本市の給食提供数が２，０００食に達すると考えられる年度の想定は、令和１３年度以降と考えるが、教職員数等を踏まえると、さらに数年後になると見込んでいること、民間事業者との情報交換の実施状況等については、広域設置の一定の結論が出た後に示せるよう研究を進めたいことなどを教育部長より答弁しております。

これら答弁に対し再質問があり、昨年１２月に本市から室蘭市への申し入れやそれを受けた室蘭市の見解、更に２月に実施した再度の申し入れの内容確認のほか、合意書の法的な有効性は、専門家の意見等を受け慎重に判断する必要があると考えるが、協議の膠着化は避け、早急に妥協点等について協議を進めたいこと、費用負担のあり方について、本市から協議する考えはないこと等について答弁しております。

次に、議案書１５ページ、辻議員からは、「外国人との共生社会の実現に向けた地域づくりについて」として、「外国にルーツをもつ児童生徒数、日本語指導対象者数及びその支援状況について」質問があり、本市の「外国籍の児童生徒」及び「日本国籍であるものの日本語指導が必要な児童生徒」の５年前と今年度の人数内訳、これら児童生徒に対し、日本語習熟度などから、必要に応じ「特別の教育課程」を編成し、道教委の事業の活用やタブレット端末、デジタル教材を用いた学習環境、個別指導など、きめ細かな対応を行っていることを教育部長より答弁しております。

これら答弁に対し再質問があり、道教委の退職教員等外部人材活用事業は学習成果があると評価しているが、人材確保が課題であること、今後も外国籍の児童生徒等は増加傾向にあると想定していること、「やさしい日本語」を意識する必要があること、市内には不就学児童生徒は存在していないこと、児童生徒の変容は学校現場で気付く機会が多いと認識しており、学校で対応できないことは、関係機関や市教委とも連携し学校現場を支援していることなどを答弁しております。

なお、このほか、３月２日、今野議員より図書館関連の質問がありましたが、市政執行方針に伴う質問でしたので、市長部局で答弁しております。

報告は、以上です。

安宅教育長：ただ今、報告第１９号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件については、終了します。

次に、報告第２０号「教職員人事の内申に係る臨時代理について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

更科学校教育グループ総括主幹：報告第２０号「教職員人事の内申に係る臨時代理について」説明させていただきます。議案の１６ページをご覧ください

このことについて、北海道教育委員会から令和８年４月１日付けの教職員人事異動に係る内申について、令和８年3月９日までに提出を求められましたので、登別市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第１項の規定により臨時代理を行いましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案の１８ページから２２ページまでに内示の内容を添付しておりますが、今回の異動者は、３９名となっております。

以上のとおり、教職員人事の内申について、臨時代理を行いましたので、承認をお願いいたします。

安宅教育長：ただ今、報告第２０号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件については、終了します。

次に、報告第２１号「登別市議会定例会提出追加議案に関する意見に係る臨時代理について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

古村総務グループ総括主幹：報告第２１号「登別市議会定例会提出追加議案に関する意見に係る臨時代理について」報告いたします。議案書２３ページからとなります。

３月１７日開催、令和８年第１回登別市議会提出追加議案、令和７年度登別市一般会計補正予算（第１３号）及び令和８年度登別市一般会計補正予算（第１号）について、議案書２４ページのとおり臨時代理を行いましたので報告を行い、承認を求めるものであります。

２５ページから補正予算書の抜粋を添付しており、その具体的な内容でありますが、令和８年度当初予算に計上しておりました、登別小学校のへの空調設備、エアコン設置に必要となる経費につきまして、国の令和７年度「学校施設環境改善交付金」の内定を受けました。

そのため、４５ページ、下から２段目に記載のとおり、令和７年度予算とし、かつ、繰越明許により、令和８年度に実施することに伴い、それぞれ予算の補正を行うものであります。

以上、当該補正予算に関する意見について、臨時代理を行いましたので、承認をお願いいたします。

安宅教育長：ただ今、報告第２１号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件については、終了します。

次に、報告第２２号「教育委員会事務局職員の人事異動に係る臨時代理について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

古村総務グループ総括主幹：報告第２２号「教育委員会事務局職員の人事異動に係る臨時代理について」、報告いたします。

追加議案書１ページをご覧ください。令和８年４月１日付けの事務局職員の人事異動について、２ページのとおり臨時代理を行いましたので報告を行い、承認を求めるものであります。

その内容についてでありますが、本日お配りさせていただきました、一部差し替え資料の３ページをご覧ください。

はじめに、現在教育委員会に所属する職員についてです。左側が現在の所属、右側が新たな所属です。

舘下教育部長が、総務部参与に、総務グループの古村総括主幹が、総務部ＤＸ推進室ＤＸ推進グループ総括主幹に、学校教育グループの更科総括主幹が、総務グループ総括主幹に、学校給食センターの松田センター長が、総務部契約グループ総括主幹に、社会教育グループの相澤地域クラブ活動推進主幹が、市民生活部市民協働グループ交通・市民生活主幹に異動となります。主査、担当員の異動につきましては、記載の通りとなっております。

続いて４ページをご覧ください。こちらが、教育委員会事務局へ転入する職員となっております。左側が転入先の所属、右側が現在の所属となっております。

総務部の土門参与が、教育部長に、学校教育グループの更科総括主幹が、総務グループ総括主幹に、保健福祉部社会福祉グループの佐藤総括主幹が、学校教育グループ総括主幹に、保健福祉部国民健康保険グループの木田総括主幹が、学校給食センター長にそれぞれ異動となります。

また、新たに、服部さんが図書館長に採用されます。こちらにつきましても、主査、担当員の異動につきましては、記載の通りとなっています。

これらについて臨時代理を行いましたので、承認をお願いいたします。

安宅教育長：ただ今、議案第２２号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件については、終了します。

次に、議案第１８号「第７次登別市社会教育中期計画の策定について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

大越社会教育グループ総括主幹：議案第１８号「第７次登別市社会教育中期計画の策定について」を説明いたします。議案書は50ページ、また同計画は別冊資料となります。

登別市社会教育中期計画は、登別市総合計画などの理念に基づき、登別市生涯学習推進基本構想で目指す生涯学習社会の構築に向け、５年を単位として登別市の社会教育を推進するための基本的な方向性を示す計画であります。

本年度までを計画期間とする第６次登別市社会教育中期計画の策定後５年が経過するに当たり、少子高齢化の進展やデジタルの急速な普及などといった変化等を踏

まえ、令和８年度を初年度とする「第７次登別市社会教育中期計画」を策定するため、登別市社会教育委員の会において４回に渡り検討を重ねてまいりました。

本計画の案につきましては、令和７年度第１０回教育委員会において情報提供しましたとおり、令和８年２月５日から３月６日まで意見公募を実施したところ、本計画案に対する意見はありませんでした。

この結果を踏まえて、別冊資料のとおり同計画案を成案としたことから教育委員会の承認を求めるものであります。

今後につきましては、本日の教育委員会で議決いただいた場合には、速やかに計画を公表する予定としております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

安宅教育長：ただ今、議案第１８号について説明がありました。　ご質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

安宅教育長：異議ないものと認めます。したがって、議案第１８号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第１９号「登別市学校教育情報化推進計画（第２期）の策定について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

秋葉学務主幹：議案第１９号「登別市学校教育情報化推進計画（第２期）の策定について」です。別冊資料をご覧ください。

令和３年５月に策定した「登別市学校教育情報化推進計画」の計画期間が令和８年３月末をもって終了いたします。

そのため、令和８年度から令和１２年度までの５年間を計画期間とする「登別市学校教育情報化推進計画（第２期）」の案を策定いたしました。

本計画は、これまでの計画の反省と国のＧＩＧＡスクール構想第２期の内容を踏まえ、本市の学校教育における情報化を一層推進するための内容となっております。この中で、３つの目指す姿を位置付けており、一つ目、目指す児童生徒の姿として「目標の達成や課題の解決に向けて、ＩＣＴを主体的に活用して、自らの学びを調

整したり、他者と協働したりして解決していく姿」、２つ目、目指す教職員の姿として「児童生徒の資質能力の育成に向けて、ＩＣＴを効果的に活用する姿」、３つ目、目指す教育環境として「児童生徒及び教職員が安全安心かつ快適にＩＣＴを活用できる教育環境」としております。

また、この実現に向けた具体的な方策や成果指標を記載しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

安宅教育長：ただ今、議案第１９号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

安宅教育長：異議ないものと認めます。したがって、議案第１９号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第２０号「登別市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

更科学校教育グループ総括主幹：議案第２０号「登別市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」、説明させていただきます。別冊資料をご覧ください。

今般、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、市教育委員会には、業務管理・健康確保措置実施計画の策定と公表が義務づけられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられました。

これを受けて学校における働き方改革の着実な推進などを図ることで、質の高い学びと持続可能な学校の実現につなげていくことを目的に本計画を策定するものであります。

内容につきましては、国の指針や市教育委員会が定めている「登別市立学校における働き方改革基本方針」に準じており、国が定める「業務の３分類」の区分に応じて、現在、学校や教育職員が担っている業務を分類し、それぞれについて計画期間中に取り組む、あるいは調査研究を行う事項等を定めています。これらの取組を

進めていくことで教育職員の時間外在校等時間の縮減等の働き方改革を推進してまいりたいと考えております。

以上、ご審議をお願いいたします。

安宅教育長：ただ今、議案第２０号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

安宅教育長：異議ないものと認めます。したがって、議案第２０号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第２１号「登別市学校管理規則の一部改正について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

更科学校教育グループ総括主幹：議案第２１号「登別市立学校管理規則の一部改正について」、説明させていただきます。追加議案書８ページをご覧ください。

本件改正は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正により、新たに主務教諭の職が設けられたことにより、主務教諭の設置に関する規定を整備するとともに、次の議案にも関係してまいりますが、学校運営協議会に関する規定を削ること、その他所要の改正を行うものであります。

施行は令和８年４月１日としております。

以上、ご審議をお願いいたします。

安宅教育長：ただ今、議案第２１号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

安宅教育長：異議ないものと認めます。したがって、議案第２１号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第２２号「登別市学校運営協議会規則の制定について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

更科学校教育グループ総括主幹：議案第２２号「登別市立学校運営協議会設置規則の制定について」、説明させていただきます。追加議案書１３ページをご覧ください。

学校運営協議会につきましては、これまで登別市立学校管理規則第４条の４に学校運営協議会について規定を設け、同条第２項に規定する委任を受けて定めた登別市立学校運営協議会設置要綱により運営をしてまいりましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４７条の５第１０項において学校運営協議会の委員の任免の手続き及び任期、学校運営協議会の議事の手続きその他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については教育委員会規則で定めるとされていることから、改めて教育委員会規則として制定するものであります。

今回の制定に際しましては、今般の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正に伴って学校運営協議会の所掌事務に追加される事項や、現在、中学校区ごとに開催されております合同会議の議事等に関する規定を追加しており、施行は令和８年４月１日としております。

なお、既存の登別市立学校運営協議会設置要綱につきましては、別途廃止の事務を行わせていただきます。

以上、ご審議をお願いいたします。

安宅教育長：ただ今、議案第２２号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

安宅教育長：異議ないものと認めます。したがって、議案第２２号については、原案のとおり決しました。

以上で本日の議事は全て終了しました。

次に、事務局からの情報提供４点ありますので、一人ずつ説明をしていただきたいと思います。まず（１）「令和７年度コミュニティスクール（学校運営協議会）の実施状況について」お願いします。

菅田参与：令和７年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会）実施状況について、情報提供いたします。情報提供資料では、１ページから１３ページに、各学校の実施状況を記載しております。

各学校におきましては、年間３回から５回程度、学校運営協議会を実施することができました。また、今年度の成果としては、５つ全ての中学校区において、小中学校合同による学校運営協議会を開催することができました。

議題につきましては、学校の経営方針について承認をいただくほか、各教育活動の説明や実施状況、学校評価結果などを通して、学校の運営状況をお知らせするとともに、授業参観を実施して児童生徒の活動の様子を確認してもらい、学力向上の取組、いじめ・不登校への対応、交通安全の取組のお願いや生活習慣改善に関わる理解についてなど、話し合う内容は多岐にわたり、委員から貴重な意見をいただいている状況です。

特に、今年度は夏期の熱中症対策や津波避難や災害時の対応などについても、話題となり熟議したと報告を受けております。

令和８年度は、これまでの成果と課題を検証し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるため、地域と学校の連携・協働体制がいかにあるべきか、また、小中一貫教育の推進のためにも、小中学校合同による学校運営協議会の開催頻度を増やし、中学校区単位での設置についても校長会と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

安宅教育長：今度、合同の運営協議会を必ずやっていただくように、位置づける、そういう規則に位置づけるっていうことなのでしょうか。

更科学校教育グループ総括主幹：今回新規制定します規則においては、合同会議を開催する際の議事の方向等について定めたものであります。

安宅教育長：その他委員の皆さんからご質疑等ございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：次に、（２）「登別市郷土資料館のリニューアル内覧会について」お願いします。

菅野文化・文化財主幹：情報提供（２）の登別市郷土資料館のリニューアル内覧会について、ご説明いたします。１４ページをご覧ください。

登別市郷土資料館は、昨年９月末で廃止したのぼりべつ文化交流館カント・レラとの統合とＬＥＤ改修、および展示のフルリニューアルを図るため、昨年１０月１日より休館しておりましたが、４月１日に再オープンいたします。

リニューアルの概要としては、照明のLED化により、明るい展示空間と省エネを図りました。次に、展示室の壁の塗り替えと床の貼り替えにより、LEDと合わせた明るい空間とともに、身近な歴史としての親しみやすさを演出しております。また、中央にあった昔の生活の壁を撤去するなど展示室の大幅なレイアウト変更による、展示室全体が見渡せる空間づくり、これまでなかった「四国・淡路からの移住」や「登別軟石」などの展示テーマを設置し、登別市の歴史と文化の魅力を伝えていきます。そして、２Ｆ展示室を収蔵庫に転換することで、すべてが解消されるわけではありませんが、不足している保管スペースの確保、そして見学を１Ｆのみとすることでバリアフリー化も図りました。

４月１日のオープンを前に、前日の３月３１日（火）１３時３０分より関係者の皆様への内覧会を実施いたしますので、ぜひご来場いただければと存じます。なお、ご来場の際は私までご連絡ください。

以上になります。

安宅教育長：本件についてご質疑等ございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：もし時間の都合がつけば、ご来場いただければと思います。次に（３）「登別市教育26大綱（案）に係る意見公募の実施結果について」お願いします。

古村総務グループ総括主幹：「登別市教育26大綱（案）に係る意見公募（パブリックコメント）の実施結果について」総務部企画調整グループから報提供させていただきます。情報提供資料　追加資料の１ページをご覧ください。

１月２２日（木）開催、令和７年度第１回総合教育会議でご承認いただきました、「登別市教育26大綱」につきまして、議会への情報提供の後、２月１８日（水）から３月１９日（木）まで意見公募（パブリックコメント）を実施いたしました。

その結果、２ページのとおり、１名から２件のご意見を頂きましたが、内容に変更が生じる意見は無かったことから、原案をもって成案といたします。
今後は、登別市公式Ｗｅｂサイトにおいて、成案を公表いたしますので、報告させていただきます。

安宅教育長：本件についてご質疑等ございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：最後に（４）「令和７年度登別市立中学校に係る進路状況について」お願いします。

秋葉学務主幹：令和７年度市立中学３年生の進路状況についてお知らせいたします。
情報提供資料の追加資料３ページをご覧ください。
公立高校につきましては、２２５名が進学いたします。私立（わたくしりつ）高校につきましては、５７名が進学いたします。
このほか、２名が進路未定となっております。
以上です。

安宅教育長：本件についてご質疑等ございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：それでは、すべての案件が終了しました。委員の皆様より、情報提供等ございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：特に無いようですので、最後に私から。
令和５年４月から３年間、市教育委員会にお力添えいただきました、菅田参与と秋葉学校教育グループ学務主幹が、４月から学校現場に戻られることとなりました。
菅田参与は緑陽中学校、秋葉主幹は安平町立早来学園義務教育学校で、それぞれ校長として採用されます。
なお、菅田参与の後任には、青葉小学校の林教頭が参与として、秋葉主幹の後任には、緑陽中学校の永井主幹教諭が着任しますので、ご報告させていただきます。

　それでは、最後に、４月の定例教育委員会の開催日について予定したいと思いますが、次回の開催日について、事務局の方で考えがあればお願いします。

古村総務グループ総括主幹：定例の教育委員会につきましては、毎月最終木曜日に開催しているところでありますが、４月３０日はゴールデンウィークの最中となることから、１週早い、２３日木曜日の１６時３０分から開始したいと考えております。

安宅教育長：それでは、事務局より提案のありました４月２３日木曜日の１６時３０分で皆様のご都合は如何でしょうか。

（「大丈夫です」の声あり）

安宅教育長：では、決定とさせていただきます。詳細につきましては、後日事務局よりお知らせ願います。

　以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。